

ASBJが改正実務対応報告第18号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等を公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成29年3月29日に「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等を公表した。

ASBJでは、基準諮問会議の提言を受けて、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しを検討してきた。

今般、平成29年3月28日開催の第357回企業会計基準委員において、以下の実務対応報告（以下合わせて「本実務対応報告」という。）の公表が承認されたことを受け、本実務対応報告を公表することとしたものとされている。

- ・改正実務対応報告第18号
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」
- ・改正実務対応報告第24号
「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

本実務対応報告については、平成28年12月22日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、ASBJに寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものとされている。

〈本公開草案の概要〉

■国内子会社又は国内関連会社（以下「国内子会社等」という。）が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の連結財務諸表作成における取扱い

本実務対応報告では、指定国際会計基準（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示してい

る国内子会社等を本実務対応報告の対象範囲に含めることとされている。また、ASBJが公表した「修正国際基準（国際会計基準とASBJによる修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）を国内子社等が適用する場合に関しても、同様に、本実務対応報告の対象範囲に含めることとされている。

■適用時期等

本実務対応報告は、平成29年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとされている。ただし、本実務対応報告の公表日以後、適用することができることとされている。

なお、本実務対応報告の適用初年度の前から国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」又は「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。

（参考）修正項目に関する検討

ASBJでは、平成18年の実務対応報告第18号の公表から本実務対応報告の検討時点までの間に、新規に公表または改正された国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行っている。具体的には、国際財務報告基準第9号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理、及び米国会計基準会計基準更新書第2016-01号「金融商品—総論（サブトピック825-10）：金融資産及び金融負債に関する認識及び測定」における、株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理を中心に検討を行っ

ている。現在、これらを修正項目とする場合の実務対応の可否等を検討中であり、今後、速やかに対応を図る予定とされている。

www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zaigai2016/) を参照いただきたい。

以上

詳細については、ASBJのウェブページ (https://

デロイト トーマツグループの概要

●有限責任監査法人トーマツ

主たる事務所 東京（品川）
 その他事務所 国内31カ所
 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、東京（丸の内・八重洲）横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇

連絡事務所 国内9カ所
 福島、高崎、松本、福井、浜松、滋賀、北九州、長崎、宮崎

海外駐在員派遣 約50都市
 デロイト（*1）/ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、北京 ほか
 *1デロイト トウシュ トーマツ リミテッドとそのメンバーファーム

●グループ総人員数 10,627名 (2016年9月末日現在)

有限責任監査法人トーマツ デロイト トーマツ税理士法人 コンサルティング等その他関係会社

パートナー	592名 ^{*2}	パートナー	60名	パートナー	164名 ^{*4}
専門職	5,371名	専門職	637名	専門職	12名
事務職	665名	事務職	125名	コンサルタント	2,585名
合計 ^{*3}	6,628名	合計	822名	事務職	420名
				合計	3,181名

*2 特定社員52名を含む

*3 有限責任監査法人トーマツ 合計のうち、
 公認会計士 3,286名
 公認会計士試験合格者等(会計士補を含む) 1,169名

*4 有限責任監査法人トーマツのパートナー4名を含む